○市民総合体育館使用料

(1) 専用使用料

7. T			(- - -		
使用料					
午前9:00~12:00	午後13:00~17:00	夜間18:00~22:00	全日9:00~22:00		
1,830	2,280	4,110	8,230		
910	1,140	2,050	4,110		
500	780	1,130	2,480		
450	680	910	2,050		
450	680	910	2,050		
450	680	910	2,050		
340	570	910	1,830		
	午前9:00~12:00 1,830 910 500 450 450	使用 午前9:00~12:00 午後13:00~17:00 1,830 2,280 910 1,140 500 780 450 680 450 680 450 680	使用料 午前9:00~12:00 午後13:00~17:00 夜間18:00~22:00 1,830 2,280 4,110 910 1,140 2,050 500 780 1,130 450 680 910 450 680 910		

(単位:円)

備考

- ア 専用利用は10人以上の団体とする。
- イ アリーナ、武道館、トレーニングルーム及び多目的室について、その利用面積が2分の1以下のときの使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
- ウ 市民でない利用者の使用料は、当該使用料の5割増の額とする。
- エ スポーツ行事で入場料を徴収しない場合の使用料は、当該使用区分に係る使用料の5割増の額とする。
- オ スポーツ行事で入場料を徴収する場合、及びスポーツ行事以外で集会等に利用する場合の使用料は、当該使 用区分に係る使用料の5倍の額とする。
- カ 上記エ及びオで利用の場合は、全ての施設の利用(軽スポーツ広場を含む。)を原則とする。
- キ 利用時間を経過した場合の経過使用料は、1時間未満に限り、当該使用料の3割増の額とする。
- ク 練習及びスポーツ行事利用の場合は、備付のスポーツ器具の利用を含む。
- ※ 市民でない利用者とは、市内に居住又は通勤、通学する以外の者をいう。

(2) 部分使用料 (単位:円)

区分	単位	使用料		備考
種別		午前・午後	夜間	
卓球室	1台1回	220	340	1 左記は、備付のスポーツ器具の利用を含む。
弓道場	1人1回	110	170	2 左記の利用については、高校生以上を原則とする。
トレーニングルーム	1人1回	160	220	3 市民でない利用者の使用料は、当該使用料の5割増の額とする。
ランニングコース		無料		4 高校生以下の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
				5 1回の利用時間は、午前(9:00~12:00)、午後(12:00~18:00)、
				夜間($18:00\sim22:00$)のそれぞれの時間内とする。
				※市民でない利用者とは、市内に居住又は通勤、通学する以外の者をいう。

詳しくは、山梨市民総合体育館(0553-22-5600)へお問い合わせください。